ダイオキシン類対策特別措置法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排ガス、ばいじん・焼却灰、排出水に含まれるダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、その結果を県知事に報告する義務があります。

このたび、流動床炉にて、令和5年度(令和5年10月20日)に測定しました結果を公表いたします。

なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

1排ガス

●流動床炉(1号炉)

採取年月日: 令和 5 年10月20日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/ m i	0.14 ^{※1}	5		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年12月総理府令第67号) JIS K 0311(2008)
測定時間	時∶分	11:35~15:35	-	_	010 11 00111(2000)

※1 測定結果の「0.14ng-TEQ/m」は大気排出基準の「5ng-TEQ/m」に適合しています。

【参考資料】

【多行具作】				
	平成30年度	0.15		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	令和元年度	0.84		
流動床炉 (1号炉)	令和2年度	0.70		
(1.3%)	令和3年度	0.32		
	令和4年度	0.73		

●流動床炉(2号炉)

採取年月日: 令和 5 年10月20日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/ m i	0.91 ^{※2}	5	煙突中段	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年12月総理府令第67号) JIS K 0311(2008)
測定時間	時:分	11:35~15:35	-	_	610 K 6611(2000)

^{※2} 測定結果の「0.91ng-TEQ/m」は大気排出基準の「5ng-TEQ/m」に適合しています。

【参考資料】

<u>【多芍貝イイ】</u>					
	平成30年度	0.87			
\ \ ** ** ** ** **	令和元年度	0.41			
流動床炉 (2号炉)	令和2年度	0.84			
(2-7)/	令和3年度	0.32			
	令和4年度	1.10			

2 混合固化灰

採取年月日: 令和 5 年10月20日

-	<u> </u>					<u> </u>
	項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
	ダイオキシン類	ng-TEQ/mੈ	4.6 ^{**3}	3	ダスト混	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年 厚生省告示第192号)環境省告示第80 号別表(平成16年12月)

^{※3} 当組合施設(流動床炉)で発生する集塵灰(1号炉、2号炉)はダスト混練機において固化処理しており、ばいじん等におけるダイオキシン類濃度の基準値の適用は受けない。

参考として比較すると、混合固化灰のダイオキシン類濃度は「4.6ng-TEQ/m³」であり、基準値「3ng-TEQ/m³」を上回っている。

【参老資料】

【参考貝科】		
	平成30年度	2.20
*******	令和元年度	4.00
流動床炉 (混合固化灰)	令和2年度	1.60
(庭口园记入)	令和3年度	12.00
	令和4年度	2.20